毎　日　新　聞　　平成23年　4月　6日（水）

四国健康ナビ

徳島大学病院　消化器・移植外科
宇都宮徹准教授

移植医療とは、肝臓や心臓などを移植することで、移植以外の方法では助からない人の命を助けたり、苦しい闘病をしている人の生活の質（QOL）を劇的に改善したりするなど多くのメリットがあり、今後もさらなる発展が期待される医療です。

移植医療の新たな展開に期待

臓器移植法の改正前後での大きな違いは、①本人が拒否していない限り、家族の承諾があれば臓器提供が可能になった②15歳未満の子どもからの臓器提供も家族の承諾があれば可能となった――の2点です。従って、本人の意思表示がない場合には、家族は難い決断を迫られることになります。本人の意思を尊重する観点からも、移植医療を自分の問題としてとらえ、日ごろから臓器提供について確認し合っておくことが重要です。

死後の話をすることには抵抗感があるかも知れませんが、これを機会にぜひ、お子さんも含めて話し合ってほしいと思います。

改正に伴うもう一つの課題として、15歳未満の小児の取り扱いがあります。特に、虐待された子どもからの臓器提供を防ぐ仕組みづくりが重要で、警察や地域の保健所などに加えて、第三者による監視チームの必要性が指摘されています。

改正後の臓器移植法には、このようにいくつかの課題もありますが、今最も必要なことは、移植医療や死生観について日ごろから関心を持ち、ごく自然に家庭内で話し合うことができるような環境づくりです。今後の移植医療があるべき姿で定着できるかどうか、成熟した先進国としての日本の品格が問われているように思います。

わが国では、97年の「臓器移植法」施行後も脳死移植の普及は進まず、09年までは年間10例前後でした。アメリカでは、脳死による臓器提供が年間約8000人いることを考えると、極端に少ない数字といえます。

しかし、わが国の臓器移植法は改正され、昨年7月から全面施行されました。その後、今年2月末までの半年余りで38人の脳死臓器提供があり、わが国の移植医療は新たな展開へ向けて確実に動き始めています。そこで、移植医療の今後の展望や課題について、みんなでよく理解しておくことが必要です。